

令和 7年 2月 7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長 小川 晶

市町村名 (市町村コード)	前橋市 (10201)
地域名 (地域内農業集落名)	富士見地区 (田島、引田、横室、原上、原中、原西、原東、小沢、徳沢、時中、時東、中島、皆沢、漆窪、市之木場、山口、西大河原、天神平、白川台、新地、辻、受地、梶谷、所替戸、高松、石井、米野、箕輪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月29日・令和6年12月6日 (第1回) (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計314.2ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計80.7haとなっているため、新たな担い手の確保が必要である。

・耕作者の8割以上が60歳以上で高齢化が進んでおり、後継者が不足している。

・段差や傾斜、狭小農地が多い中山間地域であり、栽培作物が制限されるため、農地の集約化や規模拡大が難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑作の多い地域であり、水稻と共に露地及び施設野菜等を中心に生産を続けている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,519.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,412.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、地域内の農業を担う者に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
前橋市農地利用最適化推進委員会を中心に、農地の貸し手が安心できる施策があることを周知する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みだが、今後担い手から要望があった場合は農地中間管理機構関連農地整備事業により農用地の大区画化等の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規参入者や周辺地区の農業を担う者といった新たな担い手の受け入れを促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、シカによる農作物(水稻、飼料作物等)被害軽減のため、猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、捕獲頭数に応じて補助金を交付している。